

区分	三次医療圏（都道府県）	二次医療圏
医師偏在指標 《暫定》	<p>●広島県：241.3（19位・多数でも少数でもない） ※対全国平均+2.7（全国：238.6）</p>	<p>●上位 1/3（多数）：3 圏域（広島，呉，広島西） 〃 1/3 未満：4 圏域（備北，広島中央，福山・府中，尾三） ※上位 3 圏域と，その他 4 圏域で大別される状況。</p>
確保すべきとされる目標医師数 (2023年)	<p>※現状で，厚労省が示す目標（下位 1/3 を脱する医師数）は満たす状態。 ⇒ 医師偏在指標は，相対比較を前提にしていること及び，二次医療圏内（都市部と中山間地域）の地域間偏在は表面化しないことから，地域の実情を踏まえた推進方針・対策等が必要。</p>	

医師の確保に係る現状・課題	<p>① 医師の偏在：都市部と中山間地域の医師の地域偏在は増加傾向，中山間地域の医療を支える医師の確保・育成。 相対的に医師が少なく，勤務負担の大きい診療科（産科，小児科等）の医師の確保。</p> <p>② 若手医師の確保：県内医師は若年層が少なく高年齢化の傾向，次代を担う医師の確保と定着促進。</p> <p>③ 勤務環境改善等：増加している女性医師が働きやすい環境，「働き方改革」による制度改正を見据えた職場環境・体制の構築。</p>
---------------	---

医師確保計画による医師偏在対策（2020年度～2023年度）

医師確保の方針	<p>【三次医療圏】 ○全国相対評価では本県は比較的上位とされるが，将来にわたって県内の医療提供体制を維持するための次代を担う医師の確保・定着促進策を継続。</p> <p>【二次医療圏】 ○県内 7 圏域間の偏在是正と，医師少数スポット等の医療提供体制を維持するための県育成医師の配置調整等による医師確保対策を実施。</p>	<p>◎「医師少数スポット」の設定 ・局所的に医師が少なく“医師の確保を特に図るべき区域”を，中山間地域内の「日常生活圏域」単位で設定。 (へき地医療の提供等の地域医療を担い，体制維持が必要な地域)</p>
---------	--	---

施策内容	<p>① 医師偏在の是正 ・県医師育成医師（自治医大，奨学金）の医師少数スポット等への配置，キャリア形成支援（寄附講座設置等），不足診療科を専攻する医師の育成促進 ・県内就業希望者に対する相談支援・斡旋による就業促進（地域医療支援センター事業）</p> <p>② 次代を担う若手医師等の確保・育成 ・臨床研修医や専攻医等の確保・県内定着への支援（地域医療支援センター事業） ・地域ぐるみの医療従事者育成の取組支援（関係機関の広域的連携体制支援） ・医学部生等への広報・情報発信，地域医療マインド醸成の機会提供（セミナー等開催） ・地域枠制度の運用（R2・3年度は入学定員を継続／R4年度以降は，国の見直しを受けて定員数を協議等）</p> <p>③ 勤務環境改善等 ・女性医師の勤務環境向上，就業継続・復職等に対する各種取組への支援 ・「働き方改革」による制度改正（労働時間規制）への対応（現況把握，助言等） ・地域医療支援センターと医療勤務環境改善支援センターが連携した環境向上等への助言や支援</p> <p>【推進体制】 ・県・市町，医師会，大学，関係医療機関等の連携・協力体制により事業を推進。毎年，関係会議にて進捗状況等の共有と振り返り等を実施。</p>	<p>「へき地医療対策」 一体的に推進</p>
------	--	-----------------------------

○「医師偏在指標の再評価」，「県内医師数（若手・その他）」，「県内専攻医数」等を基に事業成果等を検証・見直し ⇒ 次期計画へ反映

◎ 医師少数スポット（医師の確保を特に図るべき区域）の設定について

方針等	<p>○へき地医療対策地域（過疎地域自立促進特別措置法・離島振興法の指定）であり，「日常生活圏域」又は「離島」単位で設定。 ○「無医地区」，「地域医療を担う医療機関（へき地拠点病院，救急告示医療機関，へき地診療所等）」の所在状況などを踏まえて対象地域を抽出。</p>
-----	---

【設定（候補）一覧】

圏域	対象地域（所在市町）	抽出数	(県内位置図)
広島	吉田町，美土里町，高宮町（安芸高田市）／加計（安芸太田町）／芸北，大朝（北広島町）	6	
呉	安芸灘（呉市）	1	
広島西	吉和（廿日市市）	1	
尾三	三原市北部（三原市）／北部，瀬戸田，百島※（尾道市）／世羅町（世羅町）	5	
福山・府中	南部2（福山市）／南部，北部（府中市）／神石高原町（神石高原町）	4	
備北	北部，中部，東部（三次市）／庄原，西城，口和，高野，総領（庄原市）	8	
（日常生活圏域：24，離島※：1）計		25	